

令和元年度 生活支援の担い手養成研修開催要項

1. 目的

高齢化の進展に伴い、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加するなどの世帯構造の変化から高齢者のニーズは多様化しています。高齢者の生活を支えるためには、これまでの介護保険サービスだけでなく、ボランティア、NPO等の多様な主体による緩和した基準の生活支援・介護予防サービスが重要であり、そのサービスを提供する担い手の養成が必要です。また、地域において「ちょっとした困りごと」を解決する互助の仕組みを作っていくために、地域住民の「担い手」を増やすことも必要となっています。

そのため、平成30年度及び令和元年度の介護の入門的研修の修了者を対象に、掃除、洗濯、調理、買い物支援など生活支援のサービスを提供する上で必要な一定程度の専門的な知識及び技能を修得することを目的として開催します。

2. 実施主体 浜田地区広域行政組合

3. 実施機関 公益財団法人 介護労働安定センター島根支部

4. 受講対象者

研修の受講対象者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 平成30年度及び令和元年度介護の入門的研修の修了者
- (2) 浜田地区広域行政組合が適当と認める者

※ ただし、応募者多数の場合は、浜田市及び江津市在住の方を優先します。

5. 会場・開催期日・定員・申込締切

会場	開催期日	場所	申込締切	定員
浜田市	令和2年1月27日(月)、28日(火)	いわみーる	1/17(金)	20名程度

6. 開催場所

「いわみーる」(浜田市野原町1826-1 TEL0855-24-9330)

7. 受講申込締切日

令和2年1月17日(金)まで

8. 研修時間及び内容

- (1) 生活支援の担い手養成研修 14時間

*カリキュラム(日程、概要等)は別紙1のとおりです。

9. 受講料

無料(当日の会場までの交通費、昼食、飲み物等は各自負担となります。)

10. テキスト

本研修で使用するテキスト等は、主催者側で準備します。

11. 申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記の申込先にご持参又は郵送・FAXによりお申し込みください。

12. 受講決定通知

受講を決定した方には、受講申込書に記載された現住所あてに「受講決定通知書」を送付します。（遅くとも申込締切日より1週間以内に発送します。）

13. 損害保険

全ての受講者は、万が一の事故等の場合に備え、公益財団法人介護労働安定センターの「介護労働講習等損害保険制度（普通傷害・賠償責任）」に加入します。（受講者の保険料負担はありません。）

14. 修了証書の交付

生活支援の担い手養成研修の全科目を修了された方に対し、浜田地区広域行政組合管理者名の「修了証書」を交付します。

*遅刻・早退があった場合は、修了証書交付の対象となりません。また、ガムを噛む・居眠り等受講態度に問題があると認められた場合は、修了証書を交付しないことがありますので、予めご了承ください。

15. その他

- (1) 昼食は各自で準備してください。
- (2) 服装は、動きやすい服装（ジャージ等）でご参加ください。
- (3) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、必要に応じて、あらかじめひざ掛け等をご準備ください。
- (4) やむを得ず、欠席・遅刻・早退等となる場合は、事前に事務局までお知らせください。
- (5) 研修中の録音・録画は一切禁止します。
- (6) 地震・大雪など、やむを得ない事情により研修を中止せざるを得ない場合には、介護労働安定センター島根支部ホームページに掲載します。

14. 申込及び問合せ先

公益財団法人 介護労働安定センター島根支部 担当：大呂・池田

〒690-0003 島根県松江市朝日町 498 松江センタービル 9F

TEL 0852-25-8302 FAX 0852-25-8303

e-mail:shimane@kaigo-center.or.jp

ホームページ：<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/shimane/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講者名簿、名札の作成、受講者決定通知の送付、修了証書の作成・送付等の研修に関する目的のみで使用し、他の目的で使用することはありません。また、その管理については、介護労働安定センターの定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に管理し、無断で第三者に提供することはありません。